瀬戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１２月２２日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市条例第４４号

瀬戸市火入れに関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市火入れに関する条例（昭和５９年瀬戸市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（火入れの制限） 第１１条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は瀬戸市火災予防条例（昭和３７年瀬戸市条例第１６号）第２９条に定める火災に関する警報若しくは同条例第２９条の８に定める林野火災に関する注意報（以下「強風注意報等」という。）が発令されたときは、火入れを行ってはならない。	（火入れの制限） 第１１条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報又は瀬戸市火災予防規則（平成４年瀬戸市規則第１９号）第３条に定める火災に関する警報（以下「強風注意報等」という。）が発令されたときは、火入れを行ってはならない。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。